

令和元年度提案型施設命名権者募集要項

施設命名権(ネーミングライツ)は、新たな収入を確保し、施設の管理運営等のための財源として有効活用するとともに、事業者の方々に企業PRや地域貢献などの場の提供を図るものです。このたび、提案型募集方式により、広く事業者の方々から施設命名権の提案を受け付けることとし、この要項において、施設命名権の募集条件や提出書類等について必要な事項を定めます。

1. 募集対象施設

- (1) スポーツ施設、文化施設、公園など市民利用施設全般を対象とします。
- (2) 本庁舎や区役所をはじめとする公用施設や学校、保育所などを除きます。詳細は[別紙1](#)「募集対象外施設及び施設命名権導入重点施設一覧」のとおりです。
- (3) 施設命名権について積極的かつ重点的に導入を図る施設は、[別紙1](#)をご覧ください。
- (4) [別紙2](#)「市民利用施設の例示」に主な募集施設を記載しておりますので、参考にしてください。

記載されていない施設については導入可能か確認を行いますので、持参、郵送、E-mailのいずれかの方法により、12月13日(金)午後5時までに「事前相談申込書兼質問書(様式1)」をご提出ください。回答は12月27日(金)を目途にHP等で公表します。

2. 施設命名権による名称の取扱い

条例上の名称は変更せず、愛称とします。契約期間中の変更は不可とします。

なお、既に愛称を用いている施設や地名が付されている施設については、その愛称や地名を踏まえた施設名称案を提案してください。

3. 応募方法・募集期間

[様式2-1](#)又は[様式2-2](#)を令和元年11月21日(木)から令和2年1月20日(月)午後5時までに持参、郵送、E-mailのいずれかで提出してください。

4. 募集金額

提案する際の施設命名権料は、施設ごとに年間で100万円以上(消費税別途)とします。

なお、重点施設については別途最低金額を設定しています。最低金額については、[別紙1](#)をご覧ください。重点施設は、[別紙3](#)にセールスポイントを記載しておりますので、参考にしてください。

5. 契約期間

提案する際の契約期間は、3年以上とします。

6. 名称変更に伴う費用負担

- (1) 提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 施設への新たな名称看板設置に係る費用や新たな照明付看板を設置した場合の電気代、既存の看板の名称変更に伴う費用は、原則として施設命名権者の負担とします。現状の看板の位置や個数などのお問い合わせは[様式1](#)をご提出ください。

- (3) 本市パンフレットや封筒等の印刷物、ホームページの表示変更などは市が行いますが、既存の印刷物からの移行時期などは別途協議します。

7. 応募資格

- (1) 次に該当する者を除き、施設命名権者になることを希望する法人その他の団体が応募できます。
- ・政治的または宗教的目的を主たる目的とする団体
 - ・仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載基準に規定する規制業種又は事業者
 - ・公募開始時点において、指名停止措置業者となっていないこと
- (2) 応募に際しては、サポート事業者として広告代理店を指定することができます。
※施設命名権者サポート事業の詳細は別紙4をご覧ください。

8. 選定方法・選定基準等

- (1) 施設命名権者選定委員会において、次の選定基準に基づき審査し、優先交渉者を選定します。

選定基準	配点	審査内容
ア 応募金額	40	・配点40点×当該応募金額／最高応募金額 (小数点以下第1位を四捨五入) ※①
イ 地域貢献度	20	・地域貢献度が高いか
ウ 施設名称案	15	・市民に広く受け入れられるようなものか ・施設の目的や特性に合っているか
エ 経営状況	15	・財務健全性が確保されているか ・提案内容に応じた支払い能力があるか
オ その他提案	10	・施設の価値が向上する提案か ・実現可能性が高い提案か など ※②

※①応募金額の得点計算例

応募金額は年額（消費税抜）で計算を行います。

A社：応募金額200万円（応募者の中の最高金額）

$$\text{配点}40\text{点} \times 200\text{万円} / 200\text{万円} = 40\text{点}$$

B社：応募金額100万円

$$\text{配点}40\text{点} \times 100\text{万円} / 200\text{万円} = 20\text{点}$$

※②施設への寄附、施設でのイベントの開催等の提案があった場合に、その他提案の審査項目で評価を行います。

- (2) 評価の判断基準（ア 応募金額を除く）

評価	判断内容		得点の算出方法
	イ～エ	オ その他提案	
A	特に優れている	特に優れた提案である	配点×1.00
B	優れている		配点×0.75
C	標準的である	優れた提案である	配点×0.50
D	やや劣る		配点×0.25
E	非常に劣る	提案なし又は加点なし	配点×0.00

- (3) 選定基準ごとの得点を合計し、最高得点者を優先交渉者として選定します。

- (4) 合計得点が同点の場合は、ア 応募金額、イ 地域貢献度、ウ 施設名称案、エ 経営状況、オ その他提案の順番で、選定基準ごとの点数が高い応募者を優先交渉者とします。
- (5) 1項目でもE評価を受けた場合(オ その他提案を除く)、または応募金額の得点を除いた合計得点が24点に満たない場合は失格とします。

9. 契約の締結

優先交渉者を公表するとともに市民意見の募集を行い、当該募集結果をふまえて、優先交渉者と協議を行い、契約を行います。

優先交渉者決定時及び施設命名権契約締結時には法人名、施設名称案(新名称)、施設命名権料等の公表を行います。なお、優先交渉者に選定されなかった応募者については、法人名等の公表は行いません。

10. 今後の予定

令和元年12月13日(金)	事前相談申込書兼質問書提出締切
令和元年12月27日(金)	事前相談申込書兼質問書に関する回答公表
令和2年1月20日(月)	募集締切
令和2年2月下旬	優先交渉者及び施設名称案の決定・市民意見募集
令和2年3月下旬	契約締結

11. その他の留意すべき事項

- (1) 提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施し、一部修正等の協議を行う場合があります。また、追加資料の提出を求めることがあります。
- (2) 軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません。(ただし、審査の結果などに基づく、協議による修正を妨げるものではありません)また、提出された提案書等は返却されません。
- (3) 情報公開請求があった場合には、仙台市情報公開条例に基づき提案書等を公開することがあります。
- (4) 提案を途中で辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。
- (5) 提案書に虚偽の記載があった場合には、失格とします。
- (6) 応募者の提案書の提出をもって、契約書(案)(別紙5)の記載内容を承諾したものとみなします。
- (7) 契約当事者の事情、違法行為等により、当該施設の名称の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。その場合、原状回復に必要な費用は応募者の負担とします。
- (8) 命名権者は、契約期間満了時、次回契約に関して優先的に交渉することができます。その際、場合によっては、競合する提案がないか確認を行う場合があります。

12. 資料

- 別紙1: 募集対象外施設及び施設命名権導入重点施設一覧
- 別紙2: 市民利用施設の例示
- 別紙3: 提案型施設命名権導入重点施設概要
- 別紙4: 施設命名権者サポート事業について
- 別紙5: 契約書(案)

別紙 6：提案型施設命名権者募集に係る Q&A

13. 応募・問い合わせ先

担 当：仙台市 財政局 財政部 財政企画課 総務係 北村，新沼

住 所：仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

電 話：022-214-8111（直通）

E-mail：zai003005@city.sendai.jp

方 法：持参，郵送，E-mailのいずれかでの提出とします。

（ただし，E-mailの場合は後日原本郵送）